

高鍋町告示第28号

令和3年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月28日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和3年6月3日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 田中 義基君 | 永友 良和君 |
| 八代 輝幸君 | 松岡 信博君 |
| 青木 善明君 | 黒木 博行君 |
| 黒木 正建君 | 古川 誠君  |
| 中村 末子君 | 春成 勇君  |
| 日高 正則君 | 杉尾 浩一君 |
| 後藤 正弘君 | 緒方 直樹君 |

---

○6月7日に応招した議員

同上

---

○6月8日に応招した議員

同上

---

○6月9日に応招した議員

同上

---

○6月16日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和3年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 例月現金出納検査結果報告
  - (3) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [高鍋町  
税条例等の一部改正について]
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [高鍋町  
介護保険条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [令和  
2年度高鍋町一般会計補正予算(第16号)]
- 日程第7 報告第2号 令和2年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 令和2年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 令和2年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和3年度会計  
予算について
- 日程第10 同意第5号 副町長の選任について
- 日程第11 同意第6号 固定資産評価員の選任について
- 日程第12 同意第7号 教育長の任命について
- 日程第13 議案第35号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第14 議案第36号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第15 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第16 議案第38号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第39号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第40号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正  
について
- 日程第19 議案第41号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について
- 日程第20 議案第42号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正につい  
て

- 日程第21 議案第43号 道路占用料徴収条例の一部改正について  
日程第22 議案第44号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）  
日程第23 議案第45号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸報告  
    (1) 議長の会務報告  
    (2) 例月現金出納検査結果報告  
    (3) 町長の政務報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町  
    税条例等の一部改正について〕  
日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔高鍋町  
    介護保険条例の一部改正について〕  
日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和  
    2年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕  
日程第7 報告第2号 令和2年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について  
日程第8 報告第3号 令和2年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第9 報告第4号 令和2年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和3年度会計  
    予算について  
日程第10 同意第5号 副町長の選任について  
日程第11 同意第6号 固定資産評価員の選任について  
日程第12 同意第7号 教育長の任命について  
日程第13 議案第35号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について  
日程第14 議案第36号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について  
日程第15 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について  
日程第16 議案第38号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
日程第17 議案第39号 高鍋町税条例の一部改正について  
日程第18 議案第40号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正  
    について  
日程第19 議案第41号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
    について  
日程第20 議案第42号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正につい  
    て  
日程第21 議案第43号 道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第22 議案第44号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第45号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 田中 義基君  | 2番 永友 良和君  |
| 3番 八代 輝幸君  | 5番 松岡 信博君  |
| 6番 青木 善明君  | 7番 黒木 博行君  |
| 8番 黒木 正建君  | 10番 古川 誠君  |
| 11番 中村 末子君 | 12番 春成 勇君  |
| 13番 日高 正則君 | 14番 杉尾 浩一君 |
| 15番 後藤 正弘君 | 16番 緒方 直樹君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|               |               |
|---------------|---------------|
| 議会事務局長 稲井 義人君 | 事務局長補佐 岩佐 康司君 |
| 議事調査係長 橋本 由香君 |               |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 町長 …………… 黒木 敏之君        | 副町長 …………… 島埜内 遵君   |
| 教育長 …………… 川上 浩君        | 農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君 |
| 代表監査委員 ……… 森 弘道君       |                    |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… | 野中 康弘君             |
| 財政経営課長 ……… 飯干 雄司君      | 建設管理課長 ……… 長友 和也君  |
| 農業政策課長 ……… 渡部 忠士君      | 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君 |
| 地域政策課長 ……… 日高 茂利君      |                    |
| 会計管理者兼会計課長 ……………       | 徳永 恵子君             |
| 町民生活課長 ……… 鳥井 和昭君      | 健康保険課長 ……… 川野 和成君  |
| 福祉課長 …………… 杉田 将也君      | 税務課長 …………… 宮越 信義君  |
| 上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君      | 教育総務課長 ……… 横山 英二君  |
| 社会教育課長 ……… 山下 美穂君      |                    |

---

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。

只今から、令和3年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。6番、青木善明議員。

○**議会運営委員会委員長（青木 善明君）** おはようございます。

令和3年第2回定例会の招集に伴いまして、5月31日月曜日午前10時より第3会議室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係課長の3名、日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告をいたします。

今定例会に提案されます案件は、議案第32号専決処分承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕など専決が3件、報告第2号令和2年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてなど報告が3件、副町長の選任についてなど同意案件が3件、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託など委託が2件、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてなど条例の一部改正が6件、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）など補正予算が2件、以上、合計20件の説明を執行部より受け、意見を求め、報告第3号につきましては説明資料を配付することが求められましたので、本日配付されております。

その他、特に意見はなく、その後、議会事務局より日程についての説明があり、会期については、本日6月3日から6月16日までの14日間で行うことで委員全員の意見の一致を見たところであります。

また、いまだコロナ禍ではありますので、議会のスムーズな運営に議員各位及び執行部の皆様方の御協力をお願いいたしまして報告いたします。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○**議長（緒方 直樹）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、青木善明議員、7番、黒木博行議員を指名いたします。

---

**日程第2. 諸報告**

○**議長（緒方 直樹）** 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（緒方 直樹）** 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあ

ります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。

令和3年3月1日から令和3年5月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、こゆ成年後見支援センター開所式についてでございますが、判断能力が不十分な方の権利を擁護するための制度である成年後見制度の利用促進のため、その中核機関として児湯5町1村で協定を結び、同センターを4月1日に開設し、その開所式を4月7日に執り行いました。同センターの業務を高鍋町社会福祉協議会に委託し、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の普及啓発や法人後見の受任等の業務を行うことにより、地域福祉の推進と地域共生社会の実現に向けた取組が進むものと期待しております。

次に、第30回石井十次賞贈呈式及び第39回石井十次生誕記念式典についてでございますが、4月14日、たかしんホールで開催されました。今回は、児童福祉分野で多大なる御功績を残されておられます社会福祉法人鳥取こども学園が受賞されました。生誕記念式典では、第6回石井十次なわのおび賞の贈呈式や、児童生徒による意見発表が行われ、高鍋町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについてでございますが、声を出さずに拍手で応援するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を実施した上で、4月25日、高鍋町内で執り行いました。スタート地点の高鍋保健所にてフォトセッションを行い、ゴール地点の舞鶴公園ではミニセレブレーションを開催しました。16人のオリンピック聖火ランナーが聖火をつなぎ、多くの人の笑顔や拍手であふれた1日となりました。

次に、児湯学友団コンソーシアム協議会設立総会についてでございますが、4月26日、東児湯5町の首長と教育長、高鍋高校と高鍋農業高校の校長が出席し、高鍋町役場で執り行いました。同協議会は、両校が持つ教育資源を活用するなど人材育成の仕組みづくりを行い、将来にわたり、地域の課題を地域の人材で解決することができるような持続可能な社会づくりの実現を目的とするものであります。今後は、東児湯地域が一丸となり、未来を担う子どもたちの育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）との連携協定締結式についてでございますが、4月28日、高鍋町役場において執り行いました。災害時における相互連携に関する協定及び高鍋町における情報化に関する連携協定を締結いたしました。災害発生時の迅速な復旧対応等や積極的な情報通信技術の活用により、これまで以上に災害に強いまちづくりの実現が図られ、スマートシティの取組やSDGsの推進など、本町のさらなる発展と活性化につながるものと考えております。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

### 日程第3. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から6月16日までの14日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの14日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第32号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第32号（専決第4号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和3年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、固定資産税の負担調整措置及び軽自動車税への税率区分等の見直し等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） それでは、議案第32号（専決第4号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、項ずれや対象年度の延長など簡易なものを含め多岐にわたりますことから、主な改正部分のみの説明とさせていただきます。

まず、固定資産税関係でございます。固定資産税の負担調整措置に関する改正で、改め文3ページの中段、附則第11条の2から附則第13条までの改正規定が該当する改正条文となります。

改正の内容といたしまして、1点目は、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するもの。2点目は、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものでございます。

次に、軽自動車税関係で3点ございます。

まず、環境性能割の税率区分の見直しに関する改正で、改め文、戻っていただきまして1ページの中段、第81条の4の改正規定が該当する改正条文でございます。

改正の内容といたしまして、1点目は、環境性能割の軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すもの、2点目は、クリーンディーゼル車について構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるものでございます。

次に、環境性能割の臨時的軽減の延長に関する改正で、改め文3ページの下から4行目、附則第15条の2の改正規定が該当する改正条文でございます。

改正の内容といたしましては、感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した車を対象とするものでございます。

次に、グリーン化特例の見直しに関する改正で、改め文4ページ、一番上の附則第16条の改正規定が該当する改正条文でございます。

改正の内容といたしまして、1点目は、種別割のグリーン化特例については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、75%軽減の対象からクリーンディーゼル車を除き、2年間延長するもの、2点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用自家用車に限定した上で、特例の期間を2年間延長するものでございます。

最後に、個人住民税関係でございます。住宅ローン控除に関する改正で、改め文4ページの下から8行目、附則第26条の改正規定が該当する改正条文でございます。

改正の内容といたしましては、住宅ローン控除について所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 国の法改正に伴い改正されるものとのことですが、企業立地奨励補助により固定資産税免除となっている企業についての見直しは予測されるのか、企業数と見直し規定についてお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） まず、今回の固定資産税に関する改正につきましては、土地の、本年度評価替えを行っておりますが、それに伴う税額の上昇を抑えることが主な目的でございます。ただ、現在の高鍋町の土地の評価額につきましては下落傾向にあることから、今回の法律及び条例改正後の規定に該当するような土地につきましては、町全体で0.2%程度と僅かでございます。ほぼ該当していないような状況でございます。

お尋ねの企業立地奨励条例により、現在、課税免除をしている企業14社ございますが、

そのうち土地の課税免除については7社となっておりますけれども、そちらにつきましても、今回の改正後の規定に該当するような土地の所有というのはございませんので、該当しないということになります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案第33号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第33号（専決第5号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による場合の介護保険料減免の期間を令和4年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、本改正は令和3年4月1日から引き続き適用することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 議案第33号（専決第5号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

新旧対照表につきましては、17ページ、18ページでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の減免の要件の緩和に伴い、令和

2年第2回高鍋町議会定例会において高鍋町介護保険条例の一部を改正する条例が制定されたところでございます。令和3年度についても、これまで同様の減免基準により財政支援が行われることから、令和3年度における減免の実施に当たり条例改正を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、改め文の附則第10条第1項の規定による令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が定められている保険料の期間を、令和4年3月31日までに改めて期間を延長するものでございます。

また、同項第1号及び第2号中、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を「主たる生計維持者」と称しまして所要の改正を行うものでございます。これにつきまして内容が変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 新型コロナウイルス感染症について、国ではいまだ終息のめどが立たず、ワクチン接種も始まったばかりであり、介護保険料についての見直し延長を決めたようですが、令和4年3月31日までとした理由及び65歳以下で介護保険料支払い年齢者に関しての情報は整理されているのか、例えば、仕事がなくなったり、収入が激減した世帯把握は整理されているのかなど、お伺いしたいと思います。

なぜ令和4年3月31日までとされたのか、私もちょっと定かではありませんけれども、本当にこれまでに終息するというふうに国は考えているのだろうかというふうに、私はちょっと気になるんです。今やっと、本当にワクチン接種も始まったばかりですので、その辺のところは予想がつかないということであれば、ある程度、これは期間をもっと延長してもよかったんじゃないかなと私は思っていますので、こういう質疑にしました。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 介護保険料の減免措置に対する国の財政支援措置が令和4年3月31日までに延長されたことによって、本町の条例も延長するものでございます。令和4年3月31日以降については、その状態に応じて、また御審議願いたいと思います。

それから、65歳以下の第2号被保険者の保険料につきましては、医療の保険料より一括して調整されるものでございますから、介護保険に関しまして収入が激減した世帯というのは把握はしておりません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 議案第34号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第34号（専決第6号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定したことから、新型コロナウイルス感染症対応のための諸施策について財源の更正を行ったものでございます。

なお、交付金の額の確定が令和3年第1回高鍋町議会定例会の閉会后となりましたことから、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,092万9,000円を新型コロナウイルス感染症対応施策の財源として組み入れ、財政調整基金繰入金1,339万2,000円及びふるさとづくり基金繰入金4,753万7,000円を減額する財源更正のみでございますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第34号（専決第6号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕について詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関するものでございます。

専決処分の内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定に伴い、ふるさとづくり基金に替えて臨時交付金4,753万7,000円を充て、ふるさとづくり基金繰入金を減額するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった事業の減額した事業費を財源とし、ふるさとづくり基金を充当せずに行いました感染症対策事業につきましても臨時交付金の対象となっておりますので、臨時交付金の額6,092万9,000円から、ふるさとづくり基金に替えて臨時交付金から充当する金額4,753万7,000円を差し引い

た金額1,339万2,000円を財政調整基金繰入金から減額するものでございます。

なお、専決処分の日は、令和3年3月31日でございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 5月末日で出納閉鎖が行われたと考えるんですね。確認だけ行いたいと思います。

今回、財源更正された金額については、全額更正できたのか。結局、予算として出していたものは高鍋町の一般財源も入っていたと思うんです。だから、国から来た資金が一体どれくらい補完されたのか、それをちょっと知りたいんですが、お答え願えますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） お答えいたします。

令和2年度の交付金の全額について財源更正を行ったものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業の予算総額につきましては交付金の交付限度額を超えておりますので、町費を充てなければ全ての事業を行うことはできませんので、繰り入れた基金全てを積み戻すことはできないものでございます。町費を充てて行っている部分もでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が聞きたいのは、大体どれぐらいのパーセンテージで、これが国から補完されたのかということを知りたいわけなんです。だから、今までであれば、例えば、出している、こちらが提出している金額というのがあると思うんですけれども、どれぐらい上積みして出していったのか、それが補完されている金額は幾らなのか。

だから、高鍋町が一体幾ら出したのか。補助金として考えたときに高鍋町の負担割合というのは一体幾らだったのかということを知りたいわけなんです。だから、そこをお答え願えればよかったです。そこはお答え願えるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 今の御質疑でございますけれども、全体の事業費が約29億円、そのうち町の手出し部分は5,000万円程度、予算ベースで5,000万円程度となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕は承認することに決定いたしました。

---

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、報告第2号令和2年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてから、日程第9、報告第4号令和2年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和3年度会計予算についてまで、以上3報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 報告第2号令和2年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてから、報告第4号令和2年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和3年度会計予算についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、報告第2号令和2年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、防衛施設周辺道路改修等事業及び総合体育館大規模改修事業の2件の事業につきまして継続費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第3号令和2年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、※介護委託事業ほか22件の事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第4号令和2年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和3年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....

※後段に訂正あり

午前10時33分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） すみません、訂正をお願いします。

報告第3号のところで「弁護委託」を「介護委託」というふうに申し上げたそうでございます。御訂正をよろしくをお願いします。

---

**日程第10. 同意第5号**

○議長（緒方 直樹） 日程第10、同意第5号副町長の選任についてを議題といたします。

ここで、稲井義人議会事務局長の退席を求めます。

〔議会事務局長 稲井 義人君 退場〕

○議長（緒方 直樹） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第5号副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

現副町長の島埜内遵氏から、令和3年6月30日をもって退職したい旨の願いが提出され、これを承認することといたしました。つきましては、新たに稲井義人氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、稲井義人。

生年月日、昭和37年10月23日、58歳。

現住所、高鍋町大字南高鍋566番地1。

最終学歴、昭和61年3月、西南学院大学文学部卒業。

職歴等、昭和61年4月、高鍋町役場入庁、平成21年4月、産業振興課長補佐、平成24年4月、高鍋町教育委員会社会教育課長補佐、平成26年4月、社会教育課長、令和2年4月、高鍋町議会事務局長、で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 同意第5号案件について質疑させていただきます。

副町長選任予定者個人の方の質疑はありませんが、コロナのワクチン接種を第一に考えなくてはならない大事な時期に、その陣頭指揮を執っておられた方が、たった1年2か月の短期でなぜ辞されるのか。これから副町長としての手腕を振るっていただきたいと思っておりましたし、特にこの案件は重要なトップ人事でもあり、人の名誉、その方たちの置かれた状況を考えれば、提案理由だけでは、私は賛成、反対ができません。町長より、このようになったいきさつを詳しく聞かせていただき、判断をさせていただきたいと考えます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 内容も、いろいろと発言には気をつけながら発言をさせていただきますが、私は常々、人事につきましては高鍋町の発展に最適であることを考え続けております。

島埜内遵氏につきましては、副町長を依頼をしたのは、実はもう3年前でございます。そのときから施設長、美術館長、図書館長、そして資料館長、その経験を積み、また副町長の経験をされて、この後に、またもう一度教育長になってもらうという、これほどのスキルを積んでの人事というものはないと、それを想定して、もう3年前から構想を練ってのことでございました。

その間、川上教育長は、その持てるお力を発揮していただいて人事を尽くし、高鍋町の教育行政に貢献していただいたわけでございます。非常に私も満足をしているところでございます。

今、コロナ禍の中と言われましたが、コロナ禍の中であればこそ、適材適所、人事を尽くしていくためにも、この人事という言葉でいえば適材適所に人を充てながら、高鍋町民のため、高鍋の発展のために選定していく、非常に重要なことであり、そのように考えた次第でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 同意第5号、そして第7号。今回の人事案件は……（発言する者あり）改めます。

同意第5号。今回の人事案件はあまりにも急な話で大変戸惑っております。なぜ、この時期に副町長や教育長という大事な役職を替えなければならないのか、理由が分かりません。議員の私がそう感じるのですから、職員の皆さんも同じことだろうと思います。

現在は、新型コロナウイルス変異株の蔓延による緊急事態のさなかにあります。高鍋町ではワクチン接種の予約が取れないなど、町民からの苦情が殺到しております。また、町立小中学校でも、その感染防止対策の対応に追われております。町長が一番よく御存じだと思いますが、教育や福祉現場では大変な状況になっております。だからこそ、こんなときは役場職員が一致団結して、この難局を乗り越えなければならない、そんなときだと感じております。

しかし、今回の人事案件は、高鍋町行政組織に混乱を与えてしまうような不可解な人事の変更と考えます。今は、町民の生活や安全を、まず第一に考えなければならないときです。これでは、町長が町民の困り事に真摯に向き合わず、役場内がごたごたするような身勝手な人事をしているように見えてしまいます。このようなことでは町民に不信感を与えてしまいます。私も今回の人事変更は町長が引き止めるべきであった、人事権の濫用だと感じてしまいます。このままではこの人事案件をそう簡単に認めることはできません。

そこで町長に伺います。今回の人事は、このような時期にどういう理由があって、何のためにこのような人事案件になったのか、詳しく説明をお願いします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほども申し上げましたが、このタイミング、この時期というのは、教育長が交代される時期でございます。私も選ばれてなっている立場で、1期1期というのがその仕事の全てでございます。

そのような中、先ほど申しましたけれども、島埜内教育長は1期で退職されて、そして、現在、また副町長としておられます。様々な経験、スキルを積んで次の適任にと。先ほど申しましたように、もう3年前からの構想でございますので、そういう状況であるということ。

ですから、新型コロナ感染が蔓延、あるいは今、町民が、そういう意味ではワクチン接種のために混乱していると言われますが、その整備のためにも、また副町長として町政の業務を非常に理解した人が適任である。早急な対応というのは、ちょうど3年前の私の構想からいいますと、よいタイミングであったというふうに考えております。

ちょっと話を長く遡れば、私が町長になったとき、副町長の人事は、実は2週間しかございませんでした。県庁に単身乗り込み、松村悟郎氏、そして議長をお願いして、そこで初めて児玉——前の副町長とお会いしてお願いした次第でございます。そのときも2週間という短い期間、急務ではありましたが、どうしても改革を進める上では必要ということで、御起立の上、御承認を賜ったのを記憶しています。

その後また、島埜内副町長も教育長、まだ1期目ではございましたけれども、そのときからの構想では様々なスキルを積んでいただいて、また今の川上教育長の後に戻ってきていただくというのはその構想の上でございましたし、その後には、県の職員よりは、この役場で育った人間が、役場のことを周知した人間が最適であるというような選択をさせていただき、このコロナ禍の中を解決できる人材を今こそ任命すべきであるという判断をした次第でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） まず、町長にお伺いします。今やるべき一番重要案件は何だとお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 多岐にわたりますが、町民を幸せに、そしてまた豊かにしていくこと、これが責務であり、日々そのことを考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、黒木博行、松岡両議員の質疑にもあったように、今一番やるべき重要案件はワクチン接種の案件です。私にこういうお便りが寄せられました。これには署名もついております。

高鍋町はいつからこのような情けない町になったのか。かつては児湯の中心であり、他町村の指導的な地位にありました。今、危機管理ゼロの町。衛生課の職員いわく「コ

ロナのことは分かりませんので、コールセンターに聞いてください」。行政の放棄、コールセンターに丸投げ、職員間に危機意識、この問題に対する共通認識が感じられない。パソコン、スマホの熟練者有利、強者有利、弱者置き去り、切捨て。町高齢者いわく「100回電話しても「今回の予約は終了しましたので、次の火曜日にお電話ください」で諦めた」。弱者優先が福祉行政の本来あるべき姿勢。他町村は1回の電話、役場の窓口訪問で予約登録完了。医師もあきれられるほどのコロナ行政のずさん。都城市などほかの市町村は、悪いと思ったら直ちに是正。判断力、決断力ある市民本位の行政。高鍋町は1か月余にわたって放置。福祉の町が泣きます。高鍋町の職員、町議の皆様方にくれぐれもお願いします。町民の方を見て仕事をしてください。よろしくをお願いします。

多数の皆さんの意見を集められたようです。このように住民から信用されなくなってきている町政です。その中で今一番やるべきことは信頼回復と住民への説明です。私は今やるべきことを考えたとき、一丸となって対処する、信頼を回復する、そのために人事案件どころではないと考えます。

町長は、先ほども言われました美しい豊かな町、掲げておられますけれども、なぜこのような人事案件となったのか、その心情をお聞かせ願いたい。先ほどまでの答弁は必要ありません。本当の気持ち、今、自分が何をしなければならないのか、その本当の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。そうでないと、やはり唐突な感じのするこの人事案件、私は本当に情けない思いです。自分が考えて、町長室で考えたこと、行動することなく考えたことだけを人に強要する。そういう町政があってはならない。町長のワンマン行政になっては絶対駄目なんです。

町長は、私は考えておられると思います。町議会議員、そして議長や副議長、町議会議員に対して、町長は一つ下に見ておられるんじゃないかなと思います。違いますよ、町長。私たちは町民から選ばれた、いわゆる民選の議員であり町長であります。同等の立場なんです。二元代表制というのは、そのためにあるんです。町長が独走しないように、町長が悪いときにはしっかりと手綱を締めて、議会が仕事を後押ししなければならないときはしっかりと後押しする、そういう二元代表制の意味がないと。逆に言えば、議長というのは町長より上なんです。14人をまとめていくトップなんです。そういうことも分からないってこと自体が非常に情けない。自分が民選である、職員の代表でない、そのことはどういうことを意味するのかっていうことを私は考えていただきたいと思うんです、この機会に。

私は、議員になって31年です。常にそのことを先輩議員から教わってきました。名前を出して申し訳ないんですが、この前、佐藤正樹議員が久々、役場に見えました。「いろいろ党派は違って、いろいろ考え方も違うけれども、一生懸命やってきたよね」って、そういうふうにおっしゃいました。そして、「二元代表制とは何なのか、議員が何をすべきなのか。中村さん、いかんよ」って、「町長の今の暴走を止めんといかんよ」、言われました。私、その言葉を聞いたときに、はっと、本当に胸を突かれた思いだったんです。そ

れと同時に、こういう書面が我が家に入っていました。私、これを見たときに本当に涙が出ました。そしてこれを書いてくださった方は、名前を言えば、恐らく町長も、ああ、この人すごいですねという人だと思います。

しかし、私はそういう町長の思い、先ほどから聞いていて、3年前から計画していた。3年前に、じゃあ教育長をお願いするときに、3年前に、3年後は町内の人でやりますので必要ありませんよって言われましたか。そうじゃないでしょ。私は教育長の人事のときに申し上げるつもりです。教育長のしてきたことで、町長はどういったことを評価されていますか。今度のワクチン接種の問題で、一体町長がどこに出て行って、どんな言葉を聞かれましたか。やっと12日と13日に、やっとですよ。やっと、訴えかけていた役場によるワクチン接種の予約をしっかりと対応していただくということが、やっと実現しました。都農町、川南町の現状を御存じですか。新富町の現状を御存じですか。木城町の現状を御存じですか。そういうふうにして、私は一般質問でも取り上げていきます。トップであればこそ、ほかの町長とのコンタクトも取れていると思います。私は取れなくても、町長は取れていると思います。議長だってそうですよ。議長も、ほかの市町村の議長とはちゃんとコンタクトが取れているんです。だから、もどかしい思いで、やはりこうしたほうがいいね、ああしたほうがいいねということを投げかけてくるわけですよ。だから、二元代表制ということを忘れないでいただきたい。そこを横に置いて議会を運営する、そして高鍋町を運営するなんていうのはおこがましい。

じゃあ、町長にお聞きしますよ。二元代表制とはどうあるべきなのか、どうなのか、そこ辺のところもお聞きして、この人事案件、もう一度、さっきの答弁とは違う答弁を、ぜひ私は頂きたい。そうでないと、3年前から考えていた、そんな許せない、私は許すわけにはいかない。人をばかにした話というような話になるじゃないですか。私が長々とここで演説をして、2時間、3時間、演説していいんですよ。質疑をしていいんですよ。だけど、やはり私は江戸時代から綿々と引き継がれた福祉の町、そして人事に厚い、そういう人の情に厚い町、いろんなことで弊害がありながらも、それをしっかりと守ってきた歴史があるじゃないですか。その歴史を今になって町長が壊すということは、これはしてはならないことだと思うんです。それを分かっているじゃない。私は本当に情けないと思うんです。

私は、臼杵町長さん——お亡くなりになりました方ですけども——臼杵町政時代から、私は議員になっております。本当に一番立派だったと思うのは、今でも私ははっきり皆さんに申し上げます、臼杵町長が一番立派でしたと。その理由は、ちゃんと議会を二元代表制の一端として、しっかりと議員に対しての、私たちを尊敬をちゃんとしてくださっていました。認めてくださっていました、議員として。そういう認めが、今の町長には見当たらない。やはりそういうことをしっかりと積み重ねていって、高鍋町政は本当に町長が望むような美しい町であり、町民一人一人が豊かになれる。離婚率も高いんじゃない、ちゃんとした教育環境にも恵まれている、そういう状況を私は享受できる町であると思って

いるんです。私は正直な話言って、そういう人情も何もない、気持ちもない、高鍋町を愛してもいない、そんなことを私に言わせるような町長であってはいけないと思うんです。

私は先ほどの2人への答弁とは違う答弁を頂きたいと思って、これだけ長く質疑をしました。あと3回目が残っておりますので、その答弁を聞いてから、3回目はまた組み立てていきたいと思えます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 随分多岐にわたっての御発言でしたんで、ちょっと整理しかねるところがございますけれども。コロナの話をされましたけど、その解決のためには、私はやっぱりこの町の状況を一番分かった人間が早急に必要であると。今、プロジェクトチームというような形で配置をさせていただいたところがございますので、そのような形では、早急に必要だという判断でございます。

3年前からと申しますのも、実はもうこれは4年前と言ってもいいかもしれません。僕は2週間しかなく人事を変更しました、町長になってすぐですね。1人で県庁に乗り込んでという話もさせていただきましたけれども、県の人事が決まっているのを変えてまでのことをさせていただき、そのことから人事の重要性というのは非常に考えながらのことで、途中こうやって川上教育長にもお力を借りながら、そして県からの派遣の児玉洋一副町長のお力を借りながら町政をさせていただきました。その間、常に次の人事というのは考えていたのは間違いのないことです。それは何のためかと、わがままでも何でもございませぬ。高鍋町がさらによくするためには、町民のためには何をすべきかということが大きな判断の中にあつたということをお理解いただければと思えます。

御存じのとおり私は、もうあえて言うまでもなく、議員の皆さんの御承認を賜りながら行政は進めていくわけがございますから、それを軽んずるとか、そのようにお見受けされるとすれば、私の不徳の致すところではございますが、また逆にそのように言われることが、なかなか理解できないところもございます。人事を尽くしながら、これは違う人事の意味ですけれども、一生懸命に町の発展のため、町民の幸せのために尽くしています。早急な事態の解決のためにも、この人事というか、かえって取り組むべきであるというふうを考えております。今すぐ思いついたことではなく、ある意味では1期目の町長になったときからの課題としてずっと考えてきたこととございますので、御理解を賜ればというふうには思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長、町長選挙に出る前には、きちんと人事案件は頭の中に入れて、ここに収めて選挙するんですよ。当たり前ですよ、それぐらい。町長になって、たった2週間しかなかった。そんな失礼な話ないですよ。自分の気持ちの中に、副町長は絶対これでいくんだ、教育長はこれでいくんだ、そして高鍋の町をこうするんだっていう意気込みがなければ、私は逆に町長選挙に出るべきじゃないと思えます。私、出たらいけないと思えます、そういう人は、何も考えていない人は。やはり町長になる以上、高鍋の町

を美辞麗句を並べてするんじゃないくて、ちゃんと副町長はこういう人にして、教育長はこういう人にして、そしてこういうまちづくりを俺はやりたいんだ、私はやりたいんだって言って、町長選に出るのが筋だと思うんですね。

だから、先ほど4年前から——今度は3年前から4年前に変更になったんですね。もう、びっくりしました。いつでもころころ変わるんじゃないですか。だから、私はそれを申し上げているんです。

だから、私は今一番大切なことは何ですかと聞いたはずです。そうしたら、やっぱりワクチン接種が大切だというふうには思ってた。そしたら、今、副町長を替えるという事は、そういう意味では、じゃあ今の副町長が力がないということですか。違うでしょ。議会でちゃんと13日にコロナの対策会議しました。そのときもちゃんと副町長が来て、健康保険課長も来て説明をしていただきました。私がいろいろ言いました。副町長、何て言われたと思います。「職員は頑張っています。だから、もう少し見てやってください」と。職員間の中でも、現場を見に来られたのは副町長だけですよと、町長は一体、私たちの顔を御存じなんではなかろうかと、そういうことを言われる職員が多いのに私びっくりします。駄目ですよ、これじゃあ。やはり町長はみんなを引っ張っていく先頭に立ちながらも、職員の支援も受けながら、そして私たち議会の両輪としてのしっかりした責任を取りながら、やっていくべきだと思うんです。

だから、先ほどからの答弁を聞いていると、今現在の副町長には力がないんですか、そういう言い方されましたよ。私、悲しい、そういうこと言われると。どっだけ頑張ってきているか。それ認めていないということじゃないですか。もう一度、そこは撤回してください。頑張っているけれども、そこをちゃんと今現在の職員で、じゃあどこがどう違うんですか。職員じゃないといけないという理由は何なんですか。そこだけ教えてください。

○議長（緒方 直樹） よろしいですか。では、町長。

○町長（黒木 敏之君） そこだけでいいんですか。なぜ町の職員を副町長にという、そこだけお答えくださいということですね。よろしいんですか。

○11番（中村 末子君） よろしいですよ。

○町長（黒木 敏之君） 今というか様々な問題、県の方にも来てもらい、いろいろ私の、少しの期間ではございますが経験した中で、やっぱり町の職員の中で誰かを選ぶべきであるというふうにならざることを考えてきておりましたので、その選択をした次第でございます。

また、一つ、これだけは言うておきます。現場も見ておりますし、様々な方の御意見もこちらから話を聞きに行っております。佐藤正樹先輩にはいろいろとお話を聞いたりして接しておりますので、そのこともちょっとつけさせていただいております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） この案件につきましては、第5号案件のみでしか話はいたしません。一つ町長にお聞きしたいのですが、副町長が、今、3年前から考えられたということなんです、そのとき、既にもう副町長が1年2か月の短期で辞めるということも、その

案件の中に、というよりも考えの中にあられたんでしょうか、それをお聞きします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） はい。このような話をするのはどうかと思いますけれども、それは確かでございます。このような人事にしていくことは想定しながら、日々考えて行動をしていた次第でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） すみません。採決につきましては、ぜひ投票でお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 投票については記名投票でお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 永友議員のほうは、これは無記名投票ということで……（発言する者あり）その発言をお願いいたします。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） すみません、失礼しました。

採決につきましては、無記名投票でお願いいたします。（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

本件の表決については、2番、永友良和議員ほか9名から無記名投票にされたいとの要求と、14番、杉尾浩一議員ほか2名から記名投票にされたいとの要求が同時にあります。

したがって、いずれの方法によるか、会議規則第81条第2項の規定により、無記名投票をもって採決いたします。

議場を閉鎖します。（発言する者あり）

〔議場閉鎖〕

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩



.....  
○議長（緒方 直樹） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今から開票を行います。11番、中村末子議員、12番、春成勇議員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方 直樹） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。このうち有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち賛成10票、反対3票です。

以上のとおり賛成が多数であります。したがって、本件を無記名投票で決することは可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（緒方 直樹） これから同意第5号を無記名投票で採決いたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（緒方 直樹） 只今の出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、日高正則議員、14番、杉尾浩一議員を指名いたします。

只今より投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（緒方 直樹） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（緒方 直樹） 異状なしと認めます。

投票の方法について、事務局より説明をさせます。

○議会事務局長補佐（岩佐 康司君） それでは、御説明いたします。

本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票または賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定によりまして否、すなわち反対とみなします。

繰り返します。本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記載をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） それでは、只今から投票を行います。念のために申し上げます。

本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と記載願います。

只今から投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長補佐（岩佐 康司君） それでは、順次議席番号順にお名前を申し上げますので、登壇して投票をお願いいたします。

〔事務局点呼・議員投票〕

.....

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 田中 義基議員 | 2 番  | 永友 良和議員 |
| 3 番  | 八代 輝幸議員 | 5 番  | 松岡 信博議員 |
| 6 番  | 青木 善明議員 | 7 番  | 黒木 博行議員 |
| 8 番  | 黒木 正建議員 | 10 番 | 古川 誠議員  |
| 11 番 | 中村 末子議員 | 12 番 | 春成 勇議員  |
| 13 番 | 日高 正則議員 | 14 番 | 杉尾 浩一議員 |
| 15 番 | 後藤 正弘議員 |      |         |

.....

○議長（緒方 直樹） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今より開票を行います。13番、日高正則議員、14番、杉尾浩一議員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方 直樹） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。このうち有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち賛成7票、反対6票です。

以上のとおり賛成多数と認めます。したがって、同意第5号副町長の選任については、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（緒方 直樹） ここで、稲井義人議会事務局長の入場を許可いたします。

〔議会事務局長 稲井 義人君 入場〕

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

.....

午前11時49分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

.....

日程第 1 1. 同意第 6 号

○議長（緒方 直樹） 日程第 1 1、同意第 6 号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで、稲井義人議会事務局長の退席を求めます。

〔議会事務局長 稲井 義人君 退場〕

○議長（緒方 直樹） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第 6 号固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

稲井義人氏を高鍋町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） この同意第 6 号に関しましても、同じく無記名投票でお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 1 4 番、杉尾浩一議員。

○1 4 番（杉尾 浩一君） 同じように、記名投票でお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 記名投票で今お一人だけですけれども、賛成の方はほかに。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....  
午前11時53分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

本件の表決については、2 番、永友良和議員ほか 4 名から無記名投票にされたいとの要求と、1 4 番、杉尾浩一議員ほか 1 名から記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがって、いずれの方法によるか、会議規則第 8 1 条第 2 項の規定により、無記名投票をもって採決いたします。

ここでお諮りします。ここから暫時休憩とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） それでは、1 3 時から再開したいと思います。

午前11時54分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（緒方 直樹） 只今の出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人を1番、田中義基議員、2番、永友良和議員を指名いたします。

只今より投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（緒方 直樹） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（緒方 直樹） 異状なしと認めます。

投票の方法については、事務局より説明をさせます。

○議会事務局長補佐（岩佐 康司君） それでは、御説明いたします。

無記名投票に賛成する議員は賛成と、反対する議員は反対と、御記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票または賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定によりまして、否、すなわち反対とみなします。

繰り返します。無記名投票に賛成する議員は賛成と、反対する議員は反対と御記載をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） それでは、只今から投票を行います。念のために申し上げます。

無記名投票に賛成する議員は賛成と、反対する議員は反対と御記載願います。

只今から投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長補佐（岩佐 康司君） それでは、順次議席番号順にお名前を申し上げますので、登壇の上、投票をお願いいたします。

〔事務局点呼・議員投票〕

1番 田中 義基議員                      2番 永友 良和議員  
3番 八代 輝幸議員                      5番 松岡 信博議員  
6番 青木 善明議員                      7番 黒木 博行議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 8 番  | 黒木 正建議員 | 10 番 | 古川 誠議員  |
| 11 番 | 中村 末子議員 | 12 番 | 春成 勇議員  |
| 13 番 | 日高 正則議員 | 14 番 | 杉尾 浩一議員 |
| 15 番 | 後藤 正弘議員 |      |         |

.....

○議長（緒方 直樹） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今から開票を行います。1 番、田中義基議員、2 番、永友良和議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方 直樹） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。このうち有効投票 13 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成 10 票、反対 3 票です。

以上のおり賛成多数と認めます。したがって、本件を無記名投票で決することは可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（緒方 直樹） これから同意第 6 号を無記名投票で採決いたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（緒方 直樹） 只今の出席議員は 13 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人を 3 番、八代輝幸議員、5 番、松岡信博議員を指名いたします。

只今より投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（緒方 直樹） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（緒方 直樹） 異状なしと認めます。

投票の方法について事務局より説明をさせます。

○議会事務局長補佐（岩佐 康司君） それでは、御説明いたします。

本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票または賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規

定によりまして、否、すなわち反対とみなします。

繰り返します。本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記載をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） それでは、只今から投票を行います。念のために申し上げます。本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と記載願います。

只今から投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長補佐（岩佐 康司君） それでは、順次議席番号順にお名前を申し上げますので、登壇して投票をお願いいたします。

〔事務局点呼・議員投票〕

.....

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 田中 義基議員 | 2 番  | 永友 良和議員 |
| 3 番  | 八代 輝幸議員 | 5 番  | 松岡 信博議員 |
| 6 番  | 青木 善明議員 | 7 番  | 黒木 博行議員 |
| 8 番  | 黒木 正建議員 | 10 番 | 古川 誠議員  |
| 11 番 | 中村 末子議員 | 12 番 | 春成 勇議員  |
| 13 番 | 日高 正則議員 | 14 番 | 杉尾 浩一議員 |
| 15 番 | 後藤 正弘議員 |      |         |

.....

○議長（緒方 直樹） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今から開票を行います。3番、八代輝幸議員、5番、松岡信博議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方 直樹） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。このうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成10票、反対3票です。

以上のおり賛成多数と認めます。したがって、同意第6号固定資産評価員の選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（緒方 直樹） ここで、稲井義人議会事務局長の入場を許可いたします。

〔議会事務局長 稲井 義人君 入場〕

---

日程第12. 同意第7号

○議長（緒方 直樹） 日程第12、同意第7号教育長の任命についてを議題といたします。  
ここで、島埜内遵副町長の退席を求めます。

〔副町長 島埜内 遵君 退場〕

○議長（緒方 直樹） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第7号教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

現教育長の川上浩氏が令和3年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに島埜内遵氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本案につきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、島埜内遵。生年月日、昭和28年8月14日、67歳。現住所、高鍋町大字北高鍋3163番地5。最終学歴、昭和51年3月宮崎大学教育学部卒業。職歴等、昭和51年4月南郷村立南郷中学校教諭、昭和56年4月日向市立美々津中学校教諭、平成3年4月西都市立妻中学校教諭、平成10年4月新富町立富田中学校教諭、平成13年4月高崎町立笛水中学校教頭、平成16年1月清武町立加納中学校教頭、平成17年4月延岡市立浦城中学校校長、平成20年4月西都市立三財中学校校長、平成22年4月西都市立穂北中学校校長、平成24年4月高鍋町立高鍋西中学校校長、平成26年3月退職、平成26年7月高鍋町教育委員会教育長、平成30年6月退職、平成30年8月高鍋町社会教育施設長、令和2年4月高鍋町副町長で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。同意第7号案件について質疑させていただきます。

教育長選任予定者個人の方の質疑はありませんが、前教育長に教育長を辞していただき、高鍋町としては教育長選出における慣例を崩してでも、県とのパイプ役になれる人物、またレベルの高い教育現場を経験している人に教育長になっていただくことになったということで、町長の意向もあり、現教育長に教育長をやっていただくことになったと、私は解釈しておりましたし、また教育課の入居する商工会館の建て替えに対しては、教育をつかさどる現場としての必要性を現教育長が唱えられておられたとっておりましたので、なぜその方が会館の建て替え前に任期満了だということ、なぜ教育長の交代劇になっていくのか、提案理由だけでは、大切な人事でもあり、またまた申し上げますが、人の名譽、その方たちの置かれた状況を考えれば賛成反対ができません。この件も町長より説明をしていただきたい、いただかなければ私個人は判断いたしかねるということで、町長に説明

をお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、お話がありましたとおり、川上教育長には、私が任命をさせていただいたわけです。高鍋町で教育長を町外の方がされるのは初めてのことであり、様々な広い視点で高鍋町の教育の発展をしていただける方ということで任命させていただきました。大変多くの功績を残されて、大変ありがたく思った次第でございます。

川上教育長が任命される前には、島埜内教育長がやはり1期で退任をお願いしております。島埜内教育長も多くの功績を残された方であったのは御存じのとおりでございます。島埜内教育長には先ほど話しましたが、様々な経験を積んでいただき、さらに、高鍋町の教育の高みを目指してもらおうというような方向でお願いをしてきたところでございます。現在の川上教育長に不満があるわけではなく、多くの実績を残していただきました。

しかし、私は、高鍋町のさらなる発展のため、あるいは教育の充実のためには、さらなるチャレンジをさせていただきたい。その点においては、いろいろと勉強していただいた島埜内遵氏、教育長として務めていただきたいというふうに。根底にありますのは、私もそうではありますが、1期というのが一つの任期でありまして、私は全てそのように解釈しながら判断をさせていただいておりますので、御了承賜ればと思います。

もう一度あえて言いますが、川上教育長には大変多くの功績を残していただき、高鍋町の教育の発展のために多大なる功績を残していただきましたことに対しては、心よりの感謝をしているものでございます。どうぞ御理解を賜ればと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。今、黒木博行議員の質疑に対して、町長は大きな功績を残されたという説明しかありません。それでは、具体的にどのような功績があったとお考えなのか、そこを示していただきたいと思います。

そして、その次にさらなる発展をするためにということで、また島埜内さんをとということで、先ほど答弁がありました。さらなる発展とはどのような発展を考えておられるのか、そこを答弁していただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。具体的にということでございます。これは列举しても枚挙にいとまがないほどの功績を数多く残されました。具体的にということで、ちょっと挙げさせていただきますと、まずは、やっぱり大きかったのは、特別支援員、生活支援員の増員をしていただきました。この特別支援員の充実というのは、大変大きなものがあつたと私は受け止めております。

それから、町内学校の教科研究、これも高い視点で充実する働きをしていただきました。

そしてまた、突然起こったコロナ禍の中の対応は誠に見事に指示をしていただき、問題の起こることのない処置をしていただいたというふうに思います。あわせて、コロナ禍における誹謗中傷には、鋭い視点で高鍋の歴史の文言を利用した誹謗中傷の排除のポスター

まで作っていただきました。これは県知事が高鍋町に来ていただいたときに、このポスターに対してはお褒めを頂いて、大変誇らしく思った次第でございます。

それからまた、困り感のある子どもたちといますか、困っている子どもたちに対する、非常に優しい目を向けて子どもたちへの対応をされました。

あわせて、昨年からスクールソーシャルワーカーというのを非常に要望していただいて、高鍋町における困っている子どもたちをどのようにして学校側として対応するか、それも大変大きな充実であったと思います。

あわせて、美術館、資料館、図書館、この充実、また図書館の改革においては鋭い御意見を賜り、私も大変うれしく思った次第でございます。

また、最近立ち上がりましたコンソーシアムという高鍋高校をどのように再生するか、これを教育長の視点で御提案を様々な御意見を頂きながら、また、高校の教諭をしておられた関係もあり、たくさんの御助言、そしてこの組織づくりにお力添えを賜ったというふうに考えておる次第でございます。

それから、まだ表に出ておりませんが、高鍋町の社会教育理念というのを設けたいということで、「八朔の誓い」という名前の社会教育理念。これは、秋月鶴山公の残した法令を利用して社会教育理念を創設しようということで、大きな力を賜り御提案を頂いたところでございます。さらに、「小説 秋月鶴山」、これの出版には大きな力を発揮していたわけでございます。教育長なしにはこの小説は出版できなかったというふうに考えております。

それから、様々な高鍋町の歴史と文教の城下町のこのビジョン達成のために、文化の伝承をするために、今、昔話の再生というのを、絵を使った視点での取組を今していただいているところでございます。新しい取組であり本当にいい御提案を頂いたというふうに思っています。

高鍋町の学校教育、また社会教育の面で歴代教育長の中でも大変大きな実績を残していただいたことに心より感謝を申し上げます。そういうふうな具体的に私は受け止めております。

そして、さらに、島埜内教育長がそこに新しい視点でさらに教育の発展のためにということで、お力添え賜るといふふうを受けて止めています。具体的に、社会教育また教育においても前教育長をしておられました。教育長を間において2回もされる方、また施設長、各種体験され、また副町長まで体験した教育長というのは、県下でも初めてのことであり、様々な視点で御提案をしたいと言っておられましたんで、その実績を積んでいかれることと思っております。それが具体的にというのは、また今後話し合いながら進めていくこととなりますので、その点については、まだ述べる状況にはありませんので、これを説明とさせていただきます。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 非常にすばらかしかったという教育長でということで、今お聞き

しましたけれども、であれば、なぜその教育長をとどめるようにされなかったのか、不思議でたまりません。私ごときが申し上げるのはおこがましいのですが、この人事に関しては、皆さんお気づきになっていると思いますけど、人の名誉もその方たちの置かれた状況もあるんですね。この人事も4年前からお考えになったことかちょっとお聞きしたいんですが、そのところお聞かせください。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

.....

午後1時38分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 4年前からというのは、副町長の人事のことでございます。これも併せて教育長に関しては、それは3年前でございます、だって、教育長が、先ほど申しましたけれども、非常に大きな実績を積んでこられました。しかも、私は同級生ですので、彼の人間性、そして積んでこられた経歴、素晴らしいものを持っているわけでありまして。ただ、私は、やはり1期で一つのけじめをとというふうをお願いをしたわけですが、そのときも議員の皆さんをお願いして、御起立の上に御承認を頂いたのを記憶しております。そのときには、そのような質問も出ませんでした。私は、要するに、基本的に、私自身もそうですが、1期、1期という流れでやはり判断をさせていただこうと思っております。その1期の功績というのがすばらしければ、じゃあ、その次は新たに、さらにと、町民のためにという考えで上乗せをさせていただこうというふうに思っております。

それで御理解を賜ればというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私は、この人事案、今日見たときに、町長の教育に対する気持ちが重きにないことを知りました。先ほど、具体的に成果について、現在の教育長の功績に対して様々言われました。だけどそれは上滑りであって、本当に重たいものは、じゃあ、何だったのかと。やっぱ、そういう人的配置をする上で非常に大切なことは、やはり、きちんと気持ちが実体についていっているかということではないかなと思います。

学校の施設整備をはじめ、障がいを持っている生徒への支援体制及び小学校3年生からの英語教育に対する案件をしっかりと準備し、その他様々な案件を対応されてきました。コロナ禍にあっても住民のつながりを切らせないことや、元気で長生きできる環境づくりのための体育館や講座などの開設を妨げないように、鋭意工夫を凝らしてこられたことを私はよく知っております。

そして、先ほども町長が答弁されましたけれども、コンソーシアムプロジェクト、これ、高校とのつながりをしっかりとつないでいく、そういうことをきちんと目標値に掲げ、これから、本当に緒に就いたばかり、これからこれをきちっと2年、3年かけて土台を築く、

土台が築かれないまま上に建物をつくると非常に壊れやすい、そういう部分があると私は思うんですね。だからこそ、このようなプロジェクトが今あるんですから、やっぱり、それに対して人事権を発動するにしても、そして、先ほど私が聞きました、さらなる発展をするためにはどのようなことを考えていらっしゃるんでしょうかと。今から考えます、明日から考えます。私は今、ちょっと話が飛びますが、日南の盗伐の問題で盗伐被害者の会の会長の海老原さんがおっしゃいました「走りながら考える、そしてそれを実践するために考える、そして実現するためまでに考えながら動く」ということを言われました。まさに、今の現教育長はそうやって石橋をたたきながらも、やはり、こういうことをやっていくことが、今いる生徒のためにしっかりと、これは歴史に残る事業を、しっかりと今基礎を固めていただいている途中なんですよね。それをやらない限り駄目だということを、先ほどソーシャルワーカーのこともおっしゃいました。八朔の誓いのこともおっしゃいました。しかし、この中で本当に町長が、やはり自分が思っていた実現というのができなかった、だから私こういった形の人事案件が出てきたのではないかと、非常に心配をしております。

そしてコロナ禍にあって、所得の低いひとり親家庭をはじめ、退職を余儀なくされた方々、この方々に給食費をしっかりと、高鍋町は、生活保護基準の1.1というのがございます。それをもう少し上積みしてでも給食費を助成してやろう、町長の給食費無料化、そこまでは財政が余裕がないけれども、少なくとも町長の理想に一步近づけていこう、そういう思いで、やはりしっかりと生活保護基準の枠を大きく引き上げながら、そして就学支援をどんどんと進めてまいられました。

そして私が、この間、本当に、障がいを持っている子ども、この対応をずっと私もやってまいりました。そのときに、本当に粘り強く、諦めずに最後までその子の卒業を見守る、そういう体制がしっかりと構築されてきたのではないかと私は思っております。

町長は当初から、小中一貫校実現を口にされておりました。しかし、高鍋の町は、2万人を切ったとはいえ、面積が小さくコンパクトな町です。昭和の合併によって、これまで坂本、市の山などにあった分校を統廃合し、小学校・中学校2校ずつとなりました。4校は絶えずライバルとして、いい意味での競争を繰り返してきました。その伝統はいまだにあると思います。それをしっかりと踏襲していると私は考えています。

確かに任期ではありますけれども、それらの評価をどのようにされているのか、きちんともう少し詳しい答弁をしていただきたいと思います。

それともう一つは、先ほど、さらなる発展をするためにというところについては具体的な答弁がありませんでしたけれども、これについても町長の希望する具体的な内容というのは頭の中にはきちんとおありになると思うんですね、だからそれをしっかりとここで申し述べていただければありがたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 川上教育長の実績につきましては、今、中村議員もおっしゃいま

したし、私も先ほども何度も述べましたのでそのとおりだというふうに思っただけければ。

それから、じゃあ、これから具体的に何を、島埜内教育長、望むかということですが、これ、実は川上教育長の実績とまさに重なっていきます。1期というのは常にそれが受け継がれていきながらということでございます。私も、町長は1期1期どうつないでいくかということが大事でございますので、その1期で終わってその実績で終わるものではございません、つないでいくことでございます。ですから、島埜内教育長にお話をしていることとしましては、やはり特別支援、教育の充実、あるいは町内学校の研究部門というのをさらに充実させていきたいと思っておりますし、この、現在のコロナ禍の中での対応は迅速にさせていただきたいと思っております。それから、スクールソーシャルワーカーを設けましたけど、困り感のある子どもたちを今後どのように対応していくか、コロナ禍の中、非常にその困っている子どもたち、いろんな事情の子どもたちがたくさんおられますけど、まあ、それも含めてどう対応していくか。それから、美術館、図書館をどうするか。図書館は今後改革をしていく、あるいは再生をしていく予定でございますが、これらの実行に向けては念入りにやっていただこうと思います。それから、コンソーシアムというのは、やはり地元の中、義務教育を担当した先生の視点で中学と高校をつなぐという、こういうコンソーシアムの一番大きな目的でございますので、その中学との連携という視点を常に、仮に島埜内教育長が、新、なられるとすれば、そこをお願いをしたいというふうに思っている次第です。

併せて、様々な高鍋町の歴史と文教の城下町、その文化面の充実、あるいは、現在の教育の充実、併せて社会教育の充実というのをさらに進めていただければと思います。

併せて、スマートウェルネスシティというのを取り組んでいますけど、このスマートウェルネスシティというのは実は社会教育と非常に大きくリンクしておりますので、この部分も強く認識をしていただきながらこの充実を図っていただきたい。そのようなところは話しておりますが、また、今後さらに様々な意見交換をしながら進めていかねばならないというふうに思っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） この同意案件につきましても、同意第5号、第6号と同じく無記名投票でお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 賛成者の方はいらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） この案件につきましても、記名投票をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 今お一人ですけども。（「賛成」と呼ぶ者あり）はい。

少し暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

本件の表決については、2番、永友良和議員ほか6名から無記名投票にされたいとの要求と、14番、杉尾浩一議員ほか1名から記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがって、いずれの方法によるか、会議規則第81条第2項の規定により、無記名投票をもって採決いたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（緒方 直樹） 只今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、青木善明議員、7番、黒木博行議員を指名いたします。

只今より、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（緒方 直樹） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（緒方 直樹） 異状なしと認めます。

投票の方法について、事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（稲井 義人君） それでは、御説明いたします。

無記名投票に賛成する議員は、賛成と、反対する議員は、反対と御記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票、または賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定によりまして、否、すなわち反対とみなします。

繰り返します。

無記名投票に賛成する議員は、賛成と、反対する議員は、反対と御記載をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） それでは、只今から投票を行いますが、念のため申し上げます。

無記名投票に賛成する議員は、賛成と、反対する議員は、反対と御記載願います。

只今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（稲井 義人君） それでは、順次、議席番号順にお名前を申し上げますので、登壇の上、投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

|      |    |      |      |    |      |
|------|----|------|------|----|------|
| 1 番  | 田中 | 義基議員 | 2 番  | 永友 | 良和議員 |
| 3 番  | 八代 | 輝幸議員 | 5 番  | 松岡 | 信博議員 |
| 6 番  | 青木 | 善明議員 | 7 番  | 黒木 | 博行議員 |
| 8 番  | 黒木 | 正建議員 | 10 番 | 古川 | 誠議員  |
| 11 番 | 中村 | 末子議員 | 12 番 | 春成 | 勇議員  |
| 13 番 | 日高 | 正則議員 | 14 番 | 杉尾 | 浩一議員 |
| 15 番 | 後藤 | 正弘議員 |      |    |      |

.....

○議長（緒方 直樹） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今から開票を行います。6番、青木善明議員、7番、黒木博行議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方 直樹） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。このうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成10票、反対3票です。

以上のとおり賛成が多数と認めます。したがって、本件を無記名投票で決することは可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（緒方 直樹） これから同意第7号を無記名投票で採決いたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（緒方 直樹） 只今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、黒木正建議員、10番、古川誠議員を指名いたします。

只今より、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（緒方 直樹） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（緒方 直樹） 異状なしと認めます。

投票の方法について、事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（稲井 義人君） それでは、御説明いたします。

本案に同意される議員は、賛成、同意されない議員は、反対と御記載をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票、または賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定によりまして、否、すなわち反対とみなします。

繰り返します。

本案に同意される議員は、賛成、同意されない議員は、反対と御記載をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） それでは、只今から投票を行いますが、念のため申し上げます。

本案に同意される議員は、賛成、同意されない議員は、反対と記載願います。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（稲井 義人君） それでは、順次、議席番号順にお名前を申し上げますので、登壇の上、投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 田中 義基議員 | 2 番  | 永友 良和議員 |
| 3 番  | 八代 輝幸議員 | 5 番  | 松岡 信博議員 |
| 6 番  | 青木 善明議員 | 7 番  | 黒木 博行議員 |
| 8 番  | 黒木 正建議員 | 10 番 | 古川 誠議員  |
| 11 番 | 中村 末子議員 | 12 番 | 春成 勇議員  |
| 13 番 | 日高 正則議員 | 14 番 | 杉尾 浩一議員 |
| 15 番 | 後藤 正弘議員 |      |         |

.....

○議長（緒方 直樹） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今より、開票を行います。8番、黒木正建議員、10番、古川誠議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（緒方 直樹） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。このうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成7票、反対6票です。

以上のとおり賛成多数と認めます。したがって、同意第7号教育長の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（緒方 直樹） ここで、島埜内遵副町長の入場を許可いたします。

[副町長 島埜内 遵君 入場]

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

日程第13、議案……（発言する者あり）はい。暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

.....

日程第13. 議案第35号

日程第14. 議案第36号

日程第15. 議案第37号

日程第16. 議案第38号

日程第17. 議案第39号

日程第18. 議案第40号

日程第19. 議案第41号

日程第20. 議案第42号

日程第21. 議案第43号

日程第22. 議案第44号

日程第23. 議案第45号

○議長（緒方 直樹） 日程第13、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてから、日程第23、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上11件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてから、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までを

一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてでございますが、本案につきましては、国営尾鈴地区農業水利事業造成施設及び国営附帯県営造成施設に係る水利施設管理強化事業に関する事務の管理及び執行を地方自治法の規定により規約を定め、関係町である川南町に委託することについて、同法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてでございますが、本案につきましては、国営一ツ瀬川地区農業水利事業造成施設及び国営附帯県営造成施設に係る水利施設管理強化事業に関する事務の管理及び執行を地方自治法の規定により規約を定め、関係町である新富町に委託することについて、同法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号※国道認定路線の変更及び町道路線の認定についてでございますが、※国道認定路線の変更における鳴野（2）線の終点の変更と、新規路線としての鳴野（4）線は、鳴野地区の集落道として整備されている区間を町道とするものです。また、新規路線の中河原（1）線は、道路沿いの住宅の改築等が行えるように、町道として認定するものであります。久保田・堀川下線は、切原川に架かる切原小橋を道路法に基づく管理を行うため、町道として認定を行うものであります。

以上、4路線について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、固定資産の価格に係る不服審査手続の審査※しんしゅつ等における押印及び署名を廃止し、住民の負担軽減及び行政サービスの効率的・効果的な提供に資するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第39号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、令和3年度税制改正大綱に基づく、地方税法等の一部を改正する法律において、個人住民税非課税限度額等における※国民居住親族の取扱いの見直し等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、令和3年度から行います老瀬地区の土地改良事業について、県営事業として経営体育成基盤整備事業により取り組むもので、地元分担金負担割合の追加について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、指定管理者による管理を行わせることを目的に、関係部分について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、道路構造令及び県の条例が見直されたことに伴い、道路における自転車通行帯に関する規定を設けるなどの所要の改正を行うものでございま

※後段に訂正あり

す。

次に、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、県の道路占用料徴収条例が見直されたことに伴い、占用料の単価を県と統一するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ15億9,116万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億7,916万2,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳入では、社会資本整備総合交付金等国庫補助金の増額、畜産競争力強化整備事業補助金等、県補助金の増額などで、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策としてプレミアム付商品券発行事業補助金、キャッシュレスポイント還元事業委託、中央公民館手洗器改修工事等の増額のほか、図書館老朽化対策工事、社会資本整備総合交付金事業による道路改良工事及び測量設計委託等の増額でございます。併せて、債務負担行為につきまして、賃貸借契約締結差止め請求事件に係る訴訟委任を追加し、地方債につきまして、農業水路等長寿命化・防災減災ほか3件を追加し、保育園施設整備事業ほか2件の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,356万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、保健事業費委託料の増額に伴う県支出金の増額及び財源調整でございます。

以上、11件の議案につきまして、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

.....

午後2時33分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） すいません、訂正をまた幾つかございまして、議案第37号町道認定を「国道」と言ったそうでございますので、訂正をお願いします。

次に、19ページの議案第38号の審査申出を審査「しんしゅつ」というふうに読み上げたそうでございます。

次に、議案第39号の国外居住親族を「国民」と言ったそうでございますので、訂正をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後 2 時34分散会

---